

評議員推薦内規

施行 昭和 55 年 9 月 12 日

第 1 条 定款第41条に定める評議員の推薦は、この内規の定めるところによる。

第 2 条 被推薦者は日本農村医学会学術総会あるいは同学会誌において、すでに研究発表を行っていることを要する。

第 3 条 評議員は、北海道東北、関東甲信越、北陸東海、西日本の各支部において推薦する。

第 4 条 各支部の推薦者数は、会員数及び地域性を勘案して配分する。

第 5 条 役員・評議員は、被推薦者について理事長に具申することができる。

第 6 条 上記の意見具申にあたっては所定の手続きをとるものとする。

第 7 条 この内規の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. この内規は昭和55年9月12日から施行する。
2. 変更内規は昭和62年6月19日から施行する。
3. 任期中(2年間)、特別の理由なく、評議員会あるいは学術総会に一度も出席しない者は、次回推薦されない。
4. 変更内規は、変更定款が行政庁の変更認可を受けた日(平成13年10月9日)から施行する。
5. 変更内規は、平成14年10月9日から施行する。
6. 変更内規は、平成23年11月9日から施行する。